

第 1 2 期
第 4 回 東京都福祉のまちづくり推進協議会

令和 2 年 1 0 月 2 9 日

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○篠課長 それでは、定刻となりましたので、第 1 2 期第 4 回東京都福祉のまちづくり推進協議会を開催いたします。

私は、本日事務局を担当いたします東京都福祉保健局生活福祉部担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この後は着座にて失礼いたします。

最初に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第がございます。続いて、その下に配付資料がございます。資料 1、「東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」意見具申（案）、A 4 縦の冊子でございます。資料 2、東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて（意見具申の概要）、A 4 横 1 枚のものでございます。

続いて、参考資料です。参考資料①東京都福祉のまちづくり条例、A 4 縦のものでございます。参考資料②東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱、A 4 縦のものでございます。参考資料③第 1 2 期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿、A 4 縦 1 枚のものでございます。

また、会場には資料のほか、冊子をお配りしてございます。まず、「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方」意見具申。次に、東京都福祉のまちづくり推進計画。次に、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。次に、区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン。最後に、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックでございます。これらの冊子は会議終了後に回収いたしますので、お帰りの際はそのまま置いていただきますよう、お願いいたします。

以上、不足がございましたら事務局にお知らせください。

次に、第 1 2 期福祉のまちづくり推進協議会委員で交代のありました委員をご紹介します。

お手元の参考資料③委員名簿をご覧ください。

関係行政機関のところでございますが、国土交通省総合政策局安心生活政策課長の真鍋委員でございます。本日はオンラインでご参加いただいております。

国土交通省住宅局建築指導課長の深井委員でございます。本日は、ご都合によりご欠席されております。

続きまして、委員の皆様のご参加状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加いただいている方を含め、22名の委員にご出席いただいております。

また、金原委員に代わり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室室長補佐の村山様にオンラインでご参加いただいております。

庄司委員、岩佐委員、吉田委員、深井委員、前川委員、加藤委員については、ご都合によりご欠席されております。

定足数の確認でございますが、第１２期委員２９名のうち、本日は２２名の委員の方にご参加いただいておりますので、福祉のまちづくり推進協議会設置要綱第４に定める定足数であります委員の半数以上を満たしております。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

吉村福祉保健局長でございます。

○吉村福祉保健局長 吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○篠課長 坂本生活福祉部長でございます。

○坂本生活福祉部長 よろしく願いいたします。

○篠課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、建築物、公共交通、道路、公園等に関する条例や、都立施設を所管する関係局の課長が福祉保健局の福祉のまちづくり担当を兼務する兼務担当課長として任命されております。本日はお手元の座席表をもってご紹介に代えさせていただきます。

また、本協議会の運営を補佐するため、関係各局の部長級職員で構成する幹事会を設置しております。幹事につきましては、お手元の資料②福祉のまちづくり推進協議会設置要綱最終ページの別表に一覧がございます。そちらをもちまして紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、出席は控えさせていただきます。

東京都職員の紹介は以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。あわせて、本会議の議事録は東京都ホームページで公開をいたします。

また、委員の中には視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくようお願いいたします。

また、本日は会議室とオンラインの併用方式で開催しておりますので、それぞれご留意いただきたい点を申し上げます。

まず、会場にいらっしゃる皆様にお願いでございます。ご発言の際は、卓上のマイクのスイッチを押してご発言いただき、発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただきますようお願いいたします。

また、咳エチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご協力をお願い申し上げます。

次に、オンラインで参加されている皆様にお願いでございます。

本日、イヤホンまたはヘッドフォンをご用意いただいた方は、着用をお願いいたします。

また、ご自身が発言されるとき以外は、マイクは常にオフにしてください。マイクをオンのままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえる可能性があります。

また、ご発言の際は、Webexアプリの挙手機能を使わずに、ご自身で実際に手を挙げてお知らせいただくようお願いいたします。

最後に、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選び、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合には、事前にお知らせしております事務局の馬場のアドレスにメールでお知らせをお願いいたします。

本日は皆様のご協力をいただきながら、円滑に進められるよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。高橋会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 ただいま紹介いただきました高橋です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第4回東京都福祉のまちづくり推進協議会の議事に入りたいと思います。

本日の議事は、「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」意見具申、議事の（1）ですけれども、そちらがメインになります。

この意見具申につきましては、審議事項の検討を開始した令和元年12月、ちょうど10か月前になりますかね。第2回推進協議会から数えまして計6回、間に専門部会を幾つか重ねてきました。専門部会の委員の皆様方には、この会議の場だけではなくて、その後の会議終了時点、あるいは、その後にもいろいろご意見を頂いたりとか、ご提案を頂いたりしてきました。最終的には、事務局と私のほうで協議をさせていただきながら、皆様の意見を意見具申に盛り込むことにさせていただきました。

今日は、その専門部会の意見具申の取りまとめを基にしまして、推進協議会の委員の皆様方を合わせて審議を図りたいと思います。

最初に、事務局のほうからお手元の意見具申（案）の概要について説明をしていただきまして、その後、東京都へ意見書を提出するという形で進めさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、意見具申の内容について、事務局から説明をまずお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○篠課長 事務局の篠でございます。

それでは、資料1と資料2に基づき、意見具申（案）についてご説明させていただきます。

まず最初に、今、高橋会長からもお話がございましたが、委員の皆様からは計6回にわたるご審議において、毎回様々な貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。前回、9月の第5回専門部会で頂きましたご意見や、終了後に意見書で頂きました皆様のご意見を反映し、高橋会長とも最終調整の上、本日の意見具申（案）として整えさせていただいております。委員の皆様には、短い期間でご確認をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、資料１、意見具申（案）の説明に入らせていただきます。本日は、全体を丁寧にご説明させていただきます。

冊子をおめくりいただきまして、１ページの目次をご覧ください。

本意見具申の構成としましては、「はじめに」、「第１章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展」、「第２章 国等の動向」、「第３章 東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の取組」、「第４章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性」、２ページに続きまして、「おわりに」、「参考資料」、「審議経過等」で構成されております。

それでは、順にご説明申し上げます。３ページをご覧ください。

「はじめに」では、大会に向けたバリアフリー化の取組が、開催決定からこれまでの間に着実に進められてきた事実を評価し、その成果を今後の福祉のまちづくりに最大限生かしていくことが重要であること。そのために、さらなるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性を提言することを意見具申の意義として述べております。

また、これまでの委員の皆様からのご意見を盛り込んでおり、３パラ目からになりますが、「１ＰＣアクセシビリティガイド」に掲げる「公平」「尊厳」「機能性」の３つの基本原則に基づき、「Ｔｏｋｙｏ２０２０アクセシビリティ・ガイドライン」が策定され、都はこれを基に大会準備を進めてきたこと。同時に、この東京版ガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指してきたこと。アクセシビリティ・ワークショップなどで当事者参加の取組を経験し、当事者、都民、事業者、東京都が一体となって推進する方向性を確認しつつあること。また、「障害者の権利に関する条約」の批准と、それに先立つ国内法の整備によって合理的配慮が求められるようになり、環境の整備と相まって、障害の種別や程度にかかわらず、その場が実際に使えることが重視されることとなったこと。これらのことは福祉のまちづくりが大きく前進した証であること。そして、これまでの作業経験を都や区市町村の福祉のまちづくりに広く展開し、共生社会に向けた基盤を強固にしていくことが求められていることなどを述べてございます。

次に、４ページをご覧ください。

「第１章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展」でございます。

ここでは歴史的経緯、福祉のまちづくり推進計画、バリアフリー化の進捗状況の３項目について記載してございます。

では、「１ 都における福祉のまちづくりの経緯」をご覧ください。

歴史的経緯でございますが、昭和４８年頃からバリアフリーに関する基準の整備が始まり、平成７年に福祉のまちづくり条例を制定し、平成２１年にはユニバーサルデザインの考え方を理念とした条例改正を行い、整備基準に基づく整備を推進してまいりました。

５ページをご覧ください。

近年の動きとしては、上から一つ目の丸ですが、平成30年10月に福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子利用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加をいたしました。

また、二つ目の丸をご覧ください。

平成31年3月にも、建築物バリアフリー条例において、国内で初めて宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、整合性を図るため、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行いました。

続きまして、「2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進」でございます。

都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、令和元年度から令和5年度までの5か年間を計画期間とする福祉のまちづくり推進計画を策定しております。

次に、6ページをご覧ください。

「3 分野別バリアフリー化等の進捗状況」でございます。

先ほどご説明した推進計画の計画事業として、幹事会を構成している各局において、120の計画事業を展開しております。ここでは五つの分野ごとに主な計画事業の実績を記載し、令和元年度末の進捗状況について確認をしております。

アウトカムとして、黒丸でお示ししている取組の成果を中心にご説明いたします。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進につきましては、主に公共交通に関する32の計画事業がございます。ここでは、交通機関、道路、面的なバリアフリー整備の三つに分けて記載をしております。

7ページの中ほどをご覧ください。

交通機関の取組の成果としては、一つ目に、都内の鉄道駅ではエレベーター等による段差解消、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロックについては95%以上、ホームドアについては50%近くまで整備が進み、バリアフリー化は着実に進展しているところでございます。

二つ目に、バス車両のノンステップ化は、都営バスについては100%を達成しており、民営バスについても導入促進を図っているところでございます。

三つ目に、ユニバーサルデザインタクシーについては、都内を走るタクシー約5万台のうち、1万台をユニバーサルデザインタクシーに転換をいたしました。

次に、8ページをご覧ください。

道路につきましては、中ほどに取組の成果を記載しております。

一つ目に、令和元年度までに大会競技会場の周辺などの都道のうち、約93%のバリアフリー化が完了いたしました。

二つ目に、歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの整備を計画的に推進しており、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性の向上に努めて

いるところでございます。

次に、面的なバリアフリー整備につきましては、まず、８ページの一番下をご覧ください。

バリアフリー構想の策定状況としましては、令和元年度末時点で都内２１区９市で基本構想を策定しております。前回の専門部会でのご意見を踏まえ、地区数を確認しましたところ、８８の地区で策定をしております。

では、９ページの取組の成果をご覧ください。

一つ目に、事業の進捗に伴い、指定地区や重点整備地区は増加しており、地区内においては面的なバリアフリー整備に取り組んでいるところでございます。

二つ目に、指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、（２）全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備でございますが、ここでは主に建築物に関する２８の計画事業がございます。ここでは、建築物、公園、住宅の三つに分けて記載しております。

まず、建築物につきましては、１枚おめくりいただきまして、１０ページをご覧ください。

建築物の取組の成果としましては、バリアフリー法や建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいるところでございます。

また、宿泊施設のバリアフリー化は、東京２０２０大会に向け着実に進展をしております。

次に、その下にあります公園の取組の成果をご覧ください。

全ての利用者が安心、快適に利用できる都立公園の整備を進めているところでございます。

さらに、その下にあります公共住宅や民間住宅の整備につきましては、都営住宅や区市町村公営住宅のバリアフリー化、サービス付高齢者向け住宅などの供給を進めております。

次の１１ページをご覧ください。

取組の成果としては、公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進しております。このほか高齢者、障害者の住宅改修を支援するなど、安全・安心に暮らせる住環境の整備を進めているところでございます。

続きまして、（３）災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進でございます。ここでは災害対策に関する１０の計画事業がございます。

おめくりいただきまして、１２ページの取組の成果をご覧ください。

災害時における要配慮者対応の普及啓発や、ヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めているところでございます。

続きまして、（４）様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進でございますが、ここでは３０の計画事業がございます。点字や手話など、視覚障害者や聴覚障害者にとって分かりやすい情報提供や「東京ひとり歩きサイン計画」などの案内サイン等の取組を行っております。

取組の成果は１３ページをご覧ください。

障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組を進めるとともに、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置など、様々な手段により情報バリアフリーを推進しているところでございます。

続きまして、（５）都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進でございますが、ここでは２４の計画事業がございます。心のバリアフリーに関する様々な普及啓発のほか、おめくりいただきまして１４ページになりますが、ヘルプマークの推進や身体障害者補助犬給付事業、さらには、小学校から高校までの福祉教育の充実などに取り組んでおります。

なお、計画事業のほか、ご参考として、東京都職員に対する取組状況を記載しております。

取組の成果は一番下のところでございますが、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで、都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しているところでございます。

第１章は以上でございます。

次に、１５ページをご覧ください。

ここからは第２章の国等の動向でございます。ここでは法改正を中心に記載しております。

１ 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備をご覧ください。

平成２６年に批准した障害者権利条約では、障害は主に社会によってつくられ、障害者の社会への統合の問題であるという、障害の社会モデルの考え方が示されました。この条約の締結に先立ち、国内法への整備が進められ、障害者基本法などにおいて、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や合理的配慮の理念が盛り込まれました。

また、平成２５年に制定された障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、本人の求めに応じて合理的配慮の提供を行うこととしており、都においても障害者差別解消条例を制定いたしました。

次に、１６ページをご覧ください。

２の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる、バリアフリー法等の改正についてでございます。

ここ数年、バリアフリー法の改正、政省令の改正、建築設計標準や公共交通バリアフ

リーガイドラインなどの各種ガイドラインの改正が相次いで行われております。

一つ目の丸ですが、平成29年3月、建築物のガイドラインである建築設計標準が改正され、ホテルの客室やトイレについての改修の観点などが盛り込まれました。

また、二つ目の丸ですが、平成30年3月にバリアフリー法に基づく公共交通施設の基準省令の改正や、公共交通バリアフリーガイドラインの改正が行われ、移動等円滑化経路の複数化やエレベーターの複数化、大型化などが盛り込まれました。

さらに、三つ目の丸ですが、平成30年5月にバリアフリー法の改正が行われ、バリアフリー法で初めて理念規定が設けられました。共生社会の実現、社会的障壁の除去を目指すことを明確化したほか、ハード対策及びソフト対策の計画作成や報告、公表などの公共交通事業者の取組の推進や地域における取組の強化などが盛り込まれました。

次に、四つ目の丸ですが、平成30年10月にはバリアフリー法の政令改正で、宿泊施設の客室のバリアフリー基準が改正されました。

さらに、五つ目の丸ですが、今年5月にもバリアフリー法の改正があり、ソフト基準の遵守など公共交通事業者等におけるソフト対策の強化や、心のバリアフリーの広報啓発の推進、公立小中学校等を新たにバリアフリー基準の適合義務の対象に加えるなどの改正が行われました。

第2章については以上でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

ここからは「第3章 東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組」でございます。ここでは大会開催決定後から、新たにオリンピック・パラリンピック関連施策として導入された様々なバリアフリーの取組を、都の取組と国等の動向の二つに分けて記載しております。

まず、「1 東京2020大会を契機とした都の主な取組」をご覧ください。ここでは大きく四つの項目に分けて記載しております。

では、(1) 当事者参画の取組でございます。

一つ目の丸ですが、学識経験者やパラアスリート、各界の方々をメンバーとする東京2020パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会、いわゆる「パラバリ懇」を設置いたしました。この懇談会には、本協議会からも高橋会長をはじめとする学識経験者が参加されており、シンポジウム開催による心のバリアフリーの機運醸成や、大会競技施設の視察などによるバリアフリーの推進に取り組んでおります。

二つ目の丸ですが、都立の恒久施設が、障害の有無にかかわらず全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、本協議会の委員などをメンバーとする「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、障害者や学識経験者などの意見を踏まえ、施設整備を実施いたしました。

三つ目の丸ですが、高齢者や障害者を含めた地域住民による調査を踏まえた施設整備のバリアフリー化改修に取り組む区市町村を支援しております。

さらに、四つ目の丸ですが、障害者団体等と意見交換を行いながら、道路のバリアフリー化整備を実施しております。

次に、18ページをご覧ください。

(2) 大会会場周辺を中心とした施設整備等でございます。

一つ目の丸ですが、大会運営に係わる総合的な連絡調整や、会場周辺の対応を行うための「都市オペレーションセンター」の運営計画を策定し、シティキャストによる案内や案内サイン、アクセシビリティ対応についての対応方法を示しております。

次に、二つ目の丸ですが、大会会場周辺の最寄り駅等における円滑な利用を確保するため、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、スロープ、手すりの整備に対する補助を行っております。

また、三つ目の丸ですが、安全確保のため、駅のホームドア及び内方線付き天井ブロックの整備に対する補助を行っております。

次に、四つ目の丸ですが、大会開催にあわせ、ユニバーサルデザインタクシー車両の普及促進を図っております。

次に、五つ目の丸ですが、令和2年度までに競技会場や観光施設の周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、駅や生活関連施設を結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設の周辺等の道路も加えて、都道のバリアフリー化を推進しております。

六つ目の丸ですが、国内外の高齢者、障害者等が都内の宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援しております。

次に、(3) 情報バリアフリーの推進に向けた取組でございます。

一つ目の丸ですが、初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた案内サインの連続性の確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化などを支援しております。

続いて、19ページをご覧ください。

一つ目の丸ですが、外出に必要な情報を容易に入手できるよう、ユニバーサルデザイン情報などを集約したポータルサイトを運営しております。

二つ目の丸ですが、公共施設等のトイレのバリアフリー設備などの情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開しております。

三つ目の丸ですが、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げております。

次に、(4) 心のバリアフリーの推進に向けた取組でございます。

一つ目の丸ですが、多様な対象に向けた様々な普及啓発冊子を作成・配布し、普及啓発を行っております。

二つ目の丸ですが、心のバリアフリーに取り組む企業の登録や、報告会などで好事例企業の取組状況を公表いたしました。

次に、20ページをご覧ください。

「2 東京2020大会に向けた国等の動向」でございます。

ここでは国が取りまとめた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」と、組織委員会が策定した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」について概要を記載しております。

第3章につきましては、以上でございます。

続いて、21ページをご覧ください。

ここからは、第4章のバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性でございます。

第4章では、本協議会の専門部会において、ご議論を重ねていただいた内容を5項目に分類し、現状を踏まえた上で今後の課題と方向性をお示しいただいております。

ここでは、意見具申の核となる課題と方向性を中心にご説明させていただきます。

まず、「1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備の在り方」でございます。

中ほどにある「課題と方向性」の一つ目の丸をご覧ください。

無人化した駅における夜間の車椅子使用者用トイレの施錠など、施設がバリアフリー基準に適合しながらも、適切に利用できない事例が発生していること、また、無人化した駅において障害者等の問合せが困難な事例など、駅員による人的介助がないために発生し得る問題があることから、公共交通事業者等是不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるよう、スロープ板の適切な操作など、ソフト面も含めた対応を推進する必要があると示されております。

二つ目の丸ですが、バスにおいては、乗務員への教育に加えて、バスが安全に正着できるよう、停留所及び道路の環境整備が課題であること、また、車椅子の固定について乗客等の理解を得ていく必要があることが示されております。

次に、22ページをご覧ください。

一つ目の丸ですが、タクシーにおいて、乗務員が車椅子の取扱いやスロープの設置に不慣れなため、乗車拒否問題も発生しており、乗務員が車椅子使用者等の乗車に関して十分に理解し、適切に対応できるよう、乗務員の研修等を実施する事業者を支援していく必要があると示されております。

また、今後は大型の車椅子使用者等の乗車をより円滑にするための技術開発が課題であると指摘されております。

二つ目の丸でございますが、令和2年のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等が他の事業者に対して、移動等円滑化に関する協議を求めた際に、応諾する義務が創設されました。

しかし、乗り継ぎなどにおいて移動の連続性が不十分な場合があることから、交通系接点において円滑な移動ができるよう、事業者間の連携などの対策を、より一層促進する必要があると示されております。

三つ目の丸ですが、ハード・ソフト一体的整備の在り方を考えるに当たっては、計画

段階から、高齢者、障害者等の当事者と意見交換などを行いながら、全ての人が安全で快適に移動できるよう、様々な利用者の視点に立った整備を実行していくことが求められると提言されております。

次に、「2 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進の在り方」でございます。23ページのほうをご覧くださいまして、課題と方向性の一つ目の丸ですが、既存の建築物など、整備基準の適合義務がかからない建築物のバリアフリー化が課題であり、ハード面の整備をより一層推進するとともに、一人一人のニーズに即した合理的配慮の提供などのソフト面の対応を強化することによって、建築物を誰でも利用目的どおりに使える社会にする必要があると提言されております。

二つ目の丸ですが、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や整備の使いやすさなどの調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効です。

都では、アクセシビリティ・ワークショップを設置し、障害者や学識経験者から意見を聞くなどの取組を行ってきました。そうした成果を今後の整備に生かしつつ、当事者参加の仕組みの構築と施設整備をより一層推進する必要があると提言されております。

三つ目の丸ですが、公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、引き続き、公園内における整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、分かりやすい案内表示の設置など、公園までの経路も含めて環境整備を進めていく必要があると示されております。

また、障害のある子もない子も遊べるユニバーサルデザイン遊具の整備の推進が求められると示されております。

続いて、「3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進の在り方」でございます。

24ページをご覧くださいまして、課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。

災害時・緊急時に要配慮者の安全を確保するため、福祉のまちづくりの観点も踏まえて、福祉や防災などの関係機関が連携をして、総合的に対策を検討していくことが課題であると指摘されております。

二つ目の丸ですが、学校施設については、平常時に障害のある児童・生徒を含めて、誰もが利用しやすいよう整備するとともに、災害時の避難所として配慮が必要な高齢者や障害者等が利用することを想定して整備を進めていくことが重要であると提言されております。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子利用者トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子利用者用トイレや経路を適切に整備する必要があること。

また、施設整備のみではなく、避難所となる学校等への道路のバリアフリー化も含めて、面的に整備していく必要があることが示されております。

三つ目の丸ですが、障害者が周囲に支援を求める手段として活用するヘルプカードの

作成の促進など、災害時・緊急時に備えた取組を推進するとともに、区市町村の要配慮者対応を強化していく必要があると示されております。

最後に、四つ目の丸ですが、災害時にいわゆる 3 密を避ける必要がある場合を想定した対応が課題であり、例えば、避難者の区画が段ボールで仕切られることで、障害者や外国人等が情報を得ることが難しい場合があると指摘されております。

避難所で誰もが適切な支援を受けることができるよう、行政などは一人一人の状況に応じた対応をする必要があると示されております。

次に、「4 ICTの活用等による情報バリアフリーの推進の在り方」でございます。

25 ページをご覧くださいまして、課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。

平成 30 年のバリアフリー法の改正により、基準の遵守義務がある施設については、バリアフリー情報の提供が努力義務となったことから、施設管理者等の自主的な情報発信を促進する必要があると提言されております。

また、発信する内容はハード面に限定することなく、施設の運用や人的対応など、ソフト面の対応も含め、障害者等が必要とする情報を当事者参加で検討する取組を推進する必要があると示されております。

二つ目の丸ですが、オープンデータ化した情報の民間事業者における利活用の促進など、ICT 技術を活用した情報バリアフリーをさらに推進する必要があること。また、アクセシビリティに関係する情報を閲覧しやすい環境整備が必要であること。さらに、アプリ等の開発段階で障害者の使用を想定して、障害者の視点を反映することが重要であることが提言されております。

三つ目の丸ですが、今後の M a a S の普及・活用については、多様な障害者の意見を把握し、提供するバリアフリー情報の種類や内容、データの提供方法、データベースの連携方策等を検討していく必要があると示されております。

次に、四つ目の丸ですが、ウェブや冊子での情報発信に当たっては、音声読み上げや文字サイズ、色使いへの配慮、多言語表記などにより、様々な情報の受け手に対するバリアフリーに配慮する必要があると示されております。

続きまして、26 ページをご覧ください。

一つ目の丸ですが、全ての人が安心して東京での滞在を楽しめるように、アクセシブル・ツーリズムの普及と気運の醸成に取り組む必要があると示されております。

また、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の整備を地域と連携して推進し、全ての人にとって見やすく分かりやすい情報を提供していくことが求められると提言されております。

次に、二つ目の丸ですが、オンライン化の普及により、障害者等の社会参加が進みつつある一方、障害特性や経済的問題等により、オンライン会議の参加が難しい人もいるため、参加者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であると示されております。

最後に、「5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進の在り方」でございます。

す。

課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう、区市町村や教育部門、当事者、当事者団体等とも連携して、効果的に推進する必要があると示されております。

二つ目の丸ですが、広く都民全体に心のバリアフリーの意識が根付くよう、啓発活動を今後も継続していく必要があると示されております。

次に、27ページをご覧ください。

一つ目の丸ですが、一般トイレや一般駐車区画を利用できる人が、だれでもトイレや障害者等用駐車区画を長時間利用することなどにより、真にその施設や設備を必要とする障害者等が使いづらい状況が発生していることから、施設や設備の実態を把握し、適正利用に向けて引き続き整備基準や整備の在り方を検討し、普及啓発を進める必要があると示されております。

次に、二つ目の丸ですが、補助犬使用者の受入れは法律で義務となっていることを積極的に啓発するとともに、補助犬使用に対する正しい理解をより一層広げる必要があると示されております。

最後に、三つ目の丸ですが、障害者等の抱える課題は社会全体の問題であり、障害者権利条約の考え方にに基づき、共生社会や障害の社会モデルの考え方を更に浸透させることが重要であること、あらゆる場面において、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを更に推進していく必要があることが提言されております。

第4章については以上でございます。

次に、28ページをご覧ください。

「おわりに」では、今後に向けた問題提起を含めつつ、意見具申のまとめとなっております。

主な内容としましては、本協議会が多くの提言を積み重ね、都の施策を進めてきたこと、今、まさに「ウィズ・コロナ」の時代における新たな生活様式を模索している只中にあること、そのような状況であるからこそ、大会に向けたこれまでの取組を総括し、「ウィズ・コロナ」の時代にふさわしいバリアフリーの在り方について議論することが重要であることを確認し、検討を重ねてきたことなどを述べております。

また、今回の検討では、これまで当事者が長い時間をかけて福祉のまちづくりを築き上げてきたことを再確認する一方で、既存の枠組みに当てはまらない新たな論点や、福祉のまちづくりの枠組みを超え、様々な関係者への働きかけや連携が必要な論点も挙げられましたことから、引き続き議論をしていくものとして三つの問題提起をされております。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた日常生活についてでございます

が、介助や相談支援が適切に行われるよう、望ましい支援の在り方について検討しつつ、当事者や支援者が誤解や差別を受けないことがないよう、都民の理解を得ていく必要があると述べられております。

次に、29ページをご覧ください。

新たなバリアフリーの動きとして、手話通訳の必要性や、手話には表情や口の形が重要であることが広く一般に知られるなど、バリアフリーの理解促進につながる動きがあり、今後も積極的に進めていく必要があると述べられております。

さらに、新たな技術へのユニバーサルデザインの考え方の反映ですが、5GやAI等の新たな技術の導入が進む中、ユニバーサルデザインの考え方をどれだけ反映させることができるか、今後の可能性を検討することが重要であると述べられております。

最後にまとめとして、東京2020大会の準備期間中に展開された多くのまちづくりへの当事者参加の経験は、「ウィズ・コロナ」の時代においてもますます重視されるものであり、東京都、区市町村、事業者、都民、それぞれの役割を明確にして連携することにより、誰もが平等に社会参加でき、安全、安心、快適に過ごすことができる福祉のまちづくりを強力に推進していく必要があるとまとめられております。

この後以降は、参考資料や審議経過等を載せてございます。

なお、この冊子の文字でございますが、どなたにも見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを使用しております。

次に、資料2の意見具申の概要をご覧ください。

こちらは、ただいまご説明した意見具申（案）のポイントを1枚にまとめたものでございます。

意見具申（案）についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局の篠さんから、意見具申（案）につきましてご説明いただきました。

委員の皆さんから、これまでの専門部会、あるいは、協議会の中でたくさんのご意見を伺っておりますけれども、今回の意見具申の中で過半は反映されていると思いますけれども、まだ幾分、幾つかの議論については、新たな課題も含めて議論が残されております。そういうことにつきましても、事務局も私も十分に把握しておりますので、ご安心いただければと思いますが、今後の検討課題とさせていただければと思います。

それでは、今ご説明いただきましたけれども、この意見具申（案）について、皆様にご承認を頂きまして、東京都へ提出したいと思っております。皆様、ご承認いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか、オンラインの皆様。

（異議なし）

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま皆様からご承認いただきましたので、意見具申の（案）を取りま

す。そして、推進協議会として、私から知事へ提出することにいたしたいと思います。

本日は代理で吉村局長がいらっしゃっていますので、局長にお渡ししたいと思います。
よろしくお願いいたします。

(吉村福祉保健局長 移動)

○高橋会長 「東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」意見具申。
標記について、本推進協議会として別紙のように意見をまとめたので具申します。令和２
年１０月２９日、東京都知事、小池百合子殿。東京都福祉のまちづくり推進協議会会長、
高橋儀平。

ただいま吉村局長へ意見書をお渡しいたしました。

それでは、局長から一言ご挨拶を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
す。

○吉村福祉保健局長 改めまして、東京都福祉保健局長の吉村でございます。

ただいま高橋会長から、東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の推進に向け
ての意見具申を頂戴いたしました。高橋会長を初め、委員の皆様には、平成３０年１１
月に今期第１２期の協議会が発足して以来、大変なご尽力を賜りまして、誠にありがと
うございました。

この福祉のまちづくり推進協議会でございますが、平成７年に設置されて以降、２５
年間にわたり本協議会から大変多くの貴重なご提言を頂き、これまで都の施策に反映し
てきたところでございます。

今期の協議会では、本来、この夏に開催予定でございました東京２０２０大会に向け
たバリアフリーの取組の成果を、レガシーとして都内全域において浸透させることを目
的として、「東京２０２０大会の継承すべきレガシーと今後の課題について」というテ
ーマで、昨年１２月からご審議を開始していただいたところでございます。

しかし、ご存じのように、その後の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に
伴いまして、残念ながら東京２０２０大会が１年延期され、「ウィズ・コロナ」の時代
における新たな生活様式が模索される状況となってまいりました。

そのため、大会を契機として進展いたしましたこれまでの取組を総括しつつ、さらな
るバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性についてご審議いただくこ
とになり、「東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」という新
たなテーマで、ご議論を深めていただきました。

委員の皆様には、大変短い期間で集中的な議論を重ねていただきまして、先ほど説明
もございましたが、公共交通や道路等におけるハード・ソフトの一体的整備や、当事者
参画による建築物等のバリアフリー化、さらに、ＩＣＴ活用による情報バリアフリー化
の推進や共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進など、今後の福祉のまちづくり
を総合的に推進していくために、取り組むべき施策の方向性について大変貴重なご提言
を頂いたところでございます。

このご提言を踏まえまして、私ども東京都といたしましては、都民や事業者の皆様、そして、区市町村としっかりと連携させていただきながら、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、今後一層、施策の充実に努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、これをもって私の挨拶と御礼とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○高橋会長 局長、ありがとうございました。

ただいま知事宛の意見書を局長に手渡ししましたけれども、皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

さて、先ほど話をさせていただきましたように、本日の意見具申までに、委員の皆様方から、たくさんのご意見を承っておりますけれども、せっかくの機会ですので、ご感想、あるいは、さらなる今後に向けたご意見、ご提案がありましたら、ここで少し時間を取りまして頂戴したいと思います。

オンラインの参加の皆さんも、ぜひ一言、ご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

先ほど事務局のほうからありましたけれども、オンラインの皆様は手を挙げていただければ、こちらのほうで確認をさせていただきたいと思います。

それでは、どうぞ、どなたからでも結構です。

菊地さん、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会事務局長の菊地と申します。

今日、意見具申の冊子ができ、東京都に具申できたということは、本当に素晴らしいことで、私もうれしいです。私がいつも申し上げています観点も、ちゃんと内容に盛り込まれているというように認識しております。ありがとうございます。

せっかくですので、もう一回、自分としての認識をここで感想として申し述べておきますと、今、世界で脱炭素化に向けて、気象についてのこととか、世界的な危機意識の認識の一つの形として終末時間というのがあるんですが、今、終末時間のどれぐらいになっているかという、100秒なんですね。ですから、かなり終末時間が進んでいるという認識があると思います。

これはどういうことかという、やはり私どもは福祉の観点から世の中に提言しているということもあるのですが、私がいつも申し上げてますとおり、世の中自体の効率万能主義みたいなものとか、5Gなどに向けた技術ばかりが進んでいく中で、何か基本的なところが取り残されているような世の中の状況を、もう少し厳しく今後も指摘していく、このままでは本当に大丈夫じゃないんだから危機意識を持とうというようなことを、福祉の側からも積極的に、もう根本的に効率化万能主義では駄目なのだというようなことも含めて、厳しく世の中に提言していく必要があるというふうに考えます。

それともう一つですけど、今回はユニバーサルデザインとか、バリアフリーの提言が基本なんですけれども、私ども精神障害者の立場としては、福祉共生社会の実現に向け

て、例えば高齢者のひきこもりの問題とかもあるんですね。これは、若者が約40万人とあるのですが、高齢者のひきこもりをこの間国が調査したところ、60万人ぐらいいるということなんですよ。自分たちも含めてですけども、こういう方々が世の中に参加していくということに取り組んでいくということが今後必要だなと。60万人というと、アメリカのコロナで亡くなった方が約20万人ですからね。これの約3倍の方々が、世の中にひきこもりでいるという状況なのです。ですから、私どもの立場としては、そういう状況も踏まえて、バリアフリーということだけにとらわれず、福祉というものを捉えていく契機にしていけたらなというふうに思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

菊池さんから2点ほど頂きました。技術革新、効率主義をチェックしながら、ある面では共存しなければいけませんけど、危機意識について、絶えず認識しなければいけないということ。そして、精神障害者の立場から、共生社会の在り方の実現に向けては、高齢者の問題についてもしっかりと押さえてほしいということです。ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

川内さん、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

これまでも度々申し上げますけれども、障害者権利条約を批准したことによって、従来の私たちの取組というのが、基本的に大きな方向転換を求められているだろうというふうに思っています。この福祉のまちづくり条例というか、東京都の福祉のまちづくり、あるいは日本の福祉のまちづくりの取組というのが、主にハードをどう整備していくかということを一生涯懸命やってきたわけですね。

イギリスの新聞だったかと思いますが、例えば、地下鉄のエレベーターの設置状況を世界の大都市で調べると、東京が1位になっていて、ハードの整備はかなりできてきたわけですね。けれども、権利条約では、ハードの整備がどうこうではなくて、きちんと使えるかどうかということを行っているわけです。

そういう点では、今までのハードを中心とした視点というところから、きちんと使えるか、あるいはそれに人々の理解、高齢の方、障害のある方の平等な社会参加に対する理解が追いついているかどうかということが、むしろ重要なわけで、その一つ的手段として、ハードの整備があるわけですね。

ですから、今回の意見具申も、今までやってきたことの積み重ねですから、主にハードのことは書いてありますけれども、これから東京都の福祉のまちづくりの方向性として、ハードを手段として考えて、その先にある目的とは何かということを中心に据えたような方向性に持っていく必要があるのではないかということ、一つお考えいただければというか、私たちも考えていかなければいけないというふうに思っています。

以上ですが、ついでのので承認したばかりなんですけど、ちょっと確認させてください。この意見具申の８ページの一番下に、基本構想８地区ということが書いてあります。主には駅だと思いますけども、東京都の駅の総数って幾つあるのですか。

○高橋会長　こちらはどなたが担当になるでしょうか。

○川内委員　今でなくても後でも結構ですけど、教えてください。

○高橋会長　ありがとうございます。川内さんからご意見を頂きました。

権利条約の批准によって、これまでのバリアフリーの方向性、目標あるいは価値の在り方が問われている、変わってきているのではないか。そこを認識すべきであるということと、それからハード整備をしていく、あるいはソフトも含めた、そのゴールですね。何が目的なのかということについて、もちろん目的の中にもハード的なものがさらに加わるがありますけど、そういうことについてもしっかりと考えていく。それが最終的には平等な社会の構築につながっていくのだというようなご意見がありました。ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

市橋さん、お願いいたします。

○市橋委員　障都連の市橋です。

第１期目から関わっていて、何回か意見具申を出させていただいたんですけれども、今回の意見具申は、高橋会長を初め、努力いただいて、中身としては僕らの議論が本当に反映されたものだと思います。ただ、それは満点という意味ではなくて、篠さんの説明を伺いながら、どう評価していけばいいか考えたんですけれども、踏み台が１歩１歩上がったなという評価をさせていただきたいと思います。確かに、２０数年間、私たちが努力し、私たちが踏み台を作ったと。

ただ、これは合格点や満点という意味ではなくて、踏み台の一つができたんじゃないか。この踏み台を都民に示して、これを障害者の仲間や都民に思い切り踏んでもらって、より上に上がるにはどうしたらいいか、そのことを考えていくものになっていくと。

そして、東京オリンピックを迎えて、パラリンピック基準が大きな踏み台の１歩になって、上げることができたのではないか。僕は、今聞きながら、そのように感じています。

そして、都民の方に読んでいただきたいのは、例えば６ページの駅のエレベーターやホームドアの問題ですけれども、例えばエレベーターは７５７駅中９５％達成できた。これはやっぱり、僕らの成果じゃないか。ことあるたびに、エレベーターを造ったのは僕らなんだということを仲間に言っていますけれども、そうしていかなければならない。

ただ、そういう意味では、例えばホームドアの問題で言えば、５０％に近いとはいえ、まだ４５％。４５％だからどうかではなくて、視力障害の方が落ちたら命に関わる問題で、４５％なんだという捉え方をしていかなければならない。

そういう意味では、まだまだ課題がある中で、大会をするかどうかはともかく、オリ

ンピック・パラリンピックというものが、私たちのまち東京に対して、一つの契機を与えてくれたということ。それを私たちが捉えて、このような踏み台の現在地をつくったということは評価していただきたいなど。

この意見具申については、これを読んで、仲間の意見を聞きながら、今後に生かしていきたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

市橋委員からは、今回の意見具申について大変なお褒めの言葉を頂きまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

越智委員。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。意見具申に対する感想と報告を一つさせていただきますと思います。

意見具申につきましては、非常に分かりやすく、ポイントも抑えてあり、バランスもよくまとまっていると思います。あとは、川内委員や市橋委員がおっしゃいましたように、これを一つの踏み台として、どのように生かしていくのか。どのように施策や運動に結びつけていくのかというところが大事なのではないかと思います。

先ほど、ご説明を伺いながら、1か所、「あ、しまった。言うべきだったかな」と思ったところがございます。もう終わってしまいましたけれども、参考意見としてちょっと記録に残していただければありがたいと思います。

22ページです。

二つ目の丸ですが、交通機関の乗り入れについてというところですが、「移動の連続性」について書かれておりますが、この部分は「情報の連続性」というところにも関わってくると思います。例えば今、電車の乗り換えをするときに、次の駅の情報、また文字の情報などが出てこないということもございます。情報の連続性というものも書いてもらうべきだったかなというふうに思っております。参考意見として、記録に残していただければと思います。

それから、一つ報告といいますのは、実は昨日ですが、今、手話通訳が使っているようなフェイスシールドの会社の方にお目にかかって、お話を伺う機会がありました。新しいフェイスシールドの開発をしたというお話でした。会社の中に聞こえない職員がいて、今のフェイスシールドは反射が強くて、手話が見にくいという話がありましたので、それを受け入れて、反射が少ないフェイスフィールドを開発したので見てほしいということでした。見せていただいたのですが、非常に見やすいものでして、今までのフェイスシールドは反射率が8%だったのですけれども、新しいものは0.7%ということで、非常に抑えられているものです。手話も見やすいし、自分からも見やすい。すごくいいもので、これから活用したいというふうに思っております。

これに関して思いますのが、私たちが前々からお話をしていますけれども、バリアフ

リーというのは障害者のためにあるわけではなくて、社会の皆さんのためにあるのだということ、障害者として便利なことは他の方たち、一般の方にも便利であること。見やすいフェイスシールドというのは、皆さんにとっても使いやすいんだと思います。今後は、多くの方にそれを使っていただければいいなと思っています。また、そういうふうにも考え方も普及していけばいいなと思っています。

以上です。

○高橋会長 越智委員、ありがとうございました。

これは、先ほどの局長の話にも、この意見具申の中にもありましたけども、平成7年に条例ができて、ちょうど25年になりますけれども、今越智委員がおっしゃったように、バリアフリーというのは何も高齢者、障害者のためだけではなくて、全ての人にとって便利なものであるということ、移動の円滑の問題も含めて、改めてこのウィズ・コロナの時代でも確認をしなければいけないということかと思います。これからも、先ほどの川内委員の目標の在り方も含めて確認をしながら、さらに東京都のほうでも進めたいいただきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

星加委員、お願いいたします。

○星加委員 東京大学の星加です。

まず、今回の意見具申の取りまとめに当たって、高橋会長初め、事務局の方々、あるいは委員の方々含めて、大変なご尽力をいただいたことに対して、敬意を表したいと思っています。

その上でなんですけれども、これは自戒を込めて、今後に向けて申し上げますが、これは委員としての私自身の力不足ということも含めて、この協議会そのもののスタンスについても、川内先生のおっしゃったような権利条約時代のパラダイムシフトを踏まえて、少し変わっていく必要があるのかなというふうに感じました。

少し率直に申し上げますと、今回の意見具申に関しても、東京都が何をやってきたかということが、かなりの分量を割いて書かれていて、これは都知事は御存じのことであろうと思うわけですね。少し外部有識者の意見も聞きながら、都が行った政策レビュー集みたいな感じに見えてしまうところがちょっとあってですね。もちろん、福祉のまちづくりの取組の中で、何が実現し、何が課題として残されているのかということ、をきちんとまとめていくということは、当然重要なことなんですけれども、それと同時に、先ほど来出ているように、まだまだ課題がたくさんあって、手つかずの部分も含めて、様々なバリアが残っていて、十分なアクセスができずに困っている状況というのがあるとすると、まずそちらの側から、あるいは本来望ましい状態から、今はどれだけ離れているのかという地点から問題を立てて、それに対して、今東京都はどこまでのことができているのかということ、を位置づけていくような、そういう協議会の議論の在り方というものに、口で言うほどなかなか簡単なことではないというのは承知しているので

すけれども、少し我々も変わっていく必要があるのかなというふうに感じたところです。

今後に向けて、課題として共有していただけると幸いです。

以上です。

○高橋会長 星加委員、ありがとうございました。

権利条約時代のパラダイムシフトということです。本来は望ましいことに対して、現状の中でどのくらいの乖離があるのか。そこをしっかりと見極めた施策提言をしていかなければいけないというご指摘だったと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

稲垣さん。

○稲垣副会長 中央大学の稲垣でございます。

今回のこの意見具申の取りまとめに向けて、本当に多様なお立場からのご意見を拝聴させていただいて、私もすごく勉強になりました。まだまだ自分自身の中で不勉強なところがたくさんあるなというふうな反省もあります。

その中で、前回も申し上げたことなんですけれども、日々、刻一刻と情報の分野であつたりとか、そもそもこのバリアフリーといった分野であつたりだとか、国から基礎自治体まで、いろんなところで議論が繰り広げられていて、いろんな制度や新しい考え方、システムとかが出てきているわけですね。なので、今回の意見具申としては、現時点での状況を取りまとめて、何が必要なのかといったことを書いているわけなのですが、この後、実際に行動して政策を展開していくときに、やっぱりきちんと時事的な状況を、必ずチェックしながら進めていかないといけないのかなというふうに思っているところです。いまだにこのコロナが、これから寒い時期にどんな振る舞いを示すのか分かっていない中、福祉保健局はものすごく都の中で頑張っておられる部局だと思いますけれども、かなり臨機応変な対応を求められている中で、この意見具申で取りまとめられている視点、そして政策一つ一つも、そんなことを考えていかないといけないのかなというふうに思っているところです。

あと、もう一つは、最近改めてロンドンオリンピックのレガシーがどれだけ素晴らしい計画だったのかということを勉強しているところなんですけれども、やはり例えば競技会場周辺の話であつたり、オリンピックの大会のためだけにやってないですね、ロンドンは。川内先生、星加先生がおっしゃった目標の設定というような話にも結びつくと思うんですけれども、その後、ロンドンのまちをどのように都市再生するのかといったことを含めて、疲弊していた東ロンドンの地域で、雇用も全然見つからない、貧困の問題とかもあった中で、そこを再生するといった意味で白羽の矢が立って、オリンピックパークを造り上げ、その後のレガシーが全ての目標だったわけですね。

今回、この「福祉のまちづくり」という観点で議論しているところなんですけれども、2020大会のアクセシブルルートであつたり、競技場の中の設計とか、すごく重要なレガシーとなり得ると思うんですけれども、それによって、個別の事業がレガシーとして

もたらされた効果は何なのかという評価が必要だし、その後、何十年、何百年先、東京都のまちづくりにどんなインパクトを与えたのか。そういったような話がすごく重要になってくるのかなと思います。

多摩地域の議論の中に入っていくと、直接的に競技会場を抱えていないまちが、オリンピックがやってきたこと、パラリンピックがやってきたことを、うちのまちは一体どうやって解釈して、まちづくりを展開すればいいんだろうということをすごく考えていますね。なので、間接的な、俯瞰的な観点からの議論がすごく展開されているような事例もありますので、そういったようなことも、都としては広域行政として情報収集に努力しながら、横のつながりを深めていくというのは、これから求められていくのではないかなと思ったところです。

最後に一言だけ。越智さんのおっしゃった「情報の連続」というところに関しては、M a a Sのところで、基本的には情報の一元化とか、契約とか支払いの一元化という中で、情報の連続性は当たり前のように求められてくるところでございますので、そういったところで東京都がいかに頑張っていただけなのかといったところに、私は期待できるのではないかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

永田さん、お願いいたします。

○永田委員 永田です。

この意見具申に関しまして、本当にいろいろとご尽力いただきまして、よくまとめていただきまして、私どもの声も反映していただけたことと思います。感謝申し上げます。こういうものを、これからどれだけ都民に反映させるかということなのだと思うのですが、けれども、そういうときに、この場にいる私自身といいますか、障害を代表して、団体として参加して、ここの場にいるということの責任をととても重く感じます。と申しますのは、都民が共生社会に向かっていく中で、障害の当事者がどれだけそこを一緒に歩んでいこうとするかという意味では、やはり私たちはこれを返していかなくてはいけないのですが、それが果たしてどれだけ今までもできていたか、これからもできるかということを、とても大きな課題と思っております。

特に知的障害の場合は、私も当事者ではないということで、知的障害のある人たちの意見をどれだけ反映できるか、それこそ「望ましい社会」とはどういうものを描いているかも把握できておりませんし、当事者の声を施策とかまちづくりとか、いろいろな技術の開発とかに反映できるかというのはとても大きな課題です。いろんな場で、今都の会議などでも、知的障害の当事者の場を頂けるようにはなっておりますけれども、まだまだ意見を対等な立場で言えるというところにはなっておりません。そういうことを課題に考えているということをお伝えするとともに、知っていただけたらと思っております。

いろいろとありがとうございました。

○高橋会長 永田委員、ありがとうございました。

今、永田さんにおっしゃっていただきましたけども、永田さんだけではなくて、私たち一人一人、この会議に参加している人たちの責任が非常に重要だと認識しております。ありがとうございます。

皆様からたくさんのご意見を頂きました。さらなる提案、進め方についての助言も頂いております。今頂いたたくさんの課題がまだまだ残されておりますので、それについては次の協議会の検討課題とさせていただきますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうで連絡事項がありましたら、お願いします。

○篠課長 事務局の篠でございます。

まず初めに、先ほどの私の説明の途中で、オンラインの音声が途切れた時間があつたとのことで、大変申し訳ございませんでした。

また、本日机上にお配りしている資料のうち、冊子につきましてはそのまま置いていただきますようお願いいたします。

本日は第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会の最終回でございます。委員の皆様におかれましては、2年にわたり、東京都福祉のまちづくりに大変ご尽力いただき、誠にありがとうございました。事務局一同、厚く御礼申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、議事につきましてはこれで終了させていただきたいと思いますが、最後になりましたので、私のほうからひと言、皆様方に御礼の言葉を申し述べたいと思います。

先ほど来、議論を進めてまいりましたが、今期の場合は当初の予定ですと2020大会を間に挟んで、その検証を大きなテーマとして掲げておりました。何と云っても、4月早々、コロナの感染拡大によりまして、この協議会の審議も書面会議になりまして、皆様にご負担をおかけしましたことを、改めておわびしたいと思います。

意見具申の中で、やはり福祉のまちづくりの展開そのものの信頼性だとか、あるいは持続力が試されてきているかなという印象を持ちました。2020大会が来年に延期になりましたけれども、皆様の意見にありましたように、これからがとても重要だというふうに思います。

その一つの手がかりとして、この意見具申にも書かせていただいているところですが、皆さん方に参加していただいた都立競技会場のアクセシビリティ・ワークショップが成功したというふうに認識しています。

ただし、怒られてしまうかもしれないですけども、私の率直な感想、採点をしますと70点ぐらいかなというふうに思っています。ちょっと厳しい評価かもしれませんが

ど、じゃあ残り30点は何かと言いますと、本当に皆様のご指摘そのものなんですけれども、そのワークショップは、次のステップがまだまだ描けていないということですね。なので、次期の協議会で、やっぱりこれを何とかしなければいけないと思います。

繰り返しますけれども、本来であれば9月のパラリンピックを経て、共生社会に向けた実証実験の総括をちょうど今頃していなければいけないというところなので、その点はとても残念に思いますけれども、ただ一方では、先ほどの意見具申にもありましたけど、国の動き等でも、公立小学校、中学校のバリアフリー化の問題も法に入って、教育環境でのインクルーシブな社会の在り方、共生社会の在り方がようやく具体化していると、そういう手がかかりも私たちはしっかりと受け止めて、次に進める必要があるのではないかと。これは、単に法の改正だけではなくて、これから一人一人、委員の皆様方一人一人にも課せられた課題であると思います。

そのためにも東京都は、ハード面、ソフト面、あるいは人権面からも誰一人取り残さないという視点に立ったインクルーシブな共生社会の在り方について、もう一つ、福祉のまちづくりを発展させなければいけないというふうに思いますし、強固にしていかなければいけないと思います。その過程では、先ほど星加さんからもご発言がありましたけれども、やっぱり今までの福祉のまちづくりのパラダイムシフトが問われている可能性もありますので、それについてもしっかりと今後、議論をしていかなければいけないだろうと思います。

最後に、今期の意見具申では、たくさんの意見を頂く中で、事務局の方に本当に努力をしていただきまして、これまでの意見具申が駄目だったというわけではないのですが、とても丁寧に、4回の専門部会の中で一つ一つ、意見を取り上げていただきながら対応していただきました。多少、表現を変えたところもありますけれども、改めて事務局の方、あるいは関係各部局の方々にお礼を申し上げたいというふうに思います。さらにそのエネルギーを次につなげていただければと思います。

それでは、これをもって第12期第4回東京都福祉のまちづくり推進協議会を閉会とさせていただきますと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(午後4時31分 閉会)